

各 都 道 府 県 知 事 }  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年6月2日法律第65号。以下「改正法」という。）」、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成16年10月27日政令第325号）」及び「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令11月26日第138号）をそれぞれ制定・公布し、住宅に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置を義務づけることしました。

市町村においては、改正後の消防法施行令第5条の6から第5条の9まで及び設置維持省令に定める条例制定基準等に従って、住宅用防災機器の設置及び維持に関する事項を条例で定める必要があり、火災予防条例（例）の一部を別添のとおり改正することとしましたので通知します。

なお、上記の改正等のうち、新築住宅への適用は平成18年6月1日から、既存住宅への適用は市町村の条例で定める日から、施行されることとされています（改正法附則第1条第1号及び第2条）が、国民に広く義務づけをする制度改正であることを踏まえ、住民の理解を得るための普及啓発を念頭に入れて、早期の条例制定をお願いいたします。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 住宅用防災機器に関する事項

住宅の関係者は、第29条の3及び第29条の4に定める基準に従って、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下「住宅用防災警報器等」という。）を設置し、及び維持しなければならないこととしたこと。（第29条の2関係）

2 住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する事項

住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置すべき住宅の部分及び位置、住宅の部分に応じた住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器の種別、その他住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準の細目等を定めていること。（第29条の3、第29条の4関係）

3 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項

一定のスプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置した場合については住宅用防災警報器等の設置及び維持を免除することとしたこと。（第29条の5関係）

4 基準の特例に関する事項

住宅用防災警報器等の設置及び維持の基準に係る消防長又は消防署長による特例を規定したこと。（第29条の6関係）

5 住宅における火災の予防の推進に関する事項

高齢化の進展の中で住宅の火災予防の推進が重要な課題であること等に鑑み、住宅における火災の予防の推進に関する事項として、市町村の責務及び住民の責務を定めたこと。（第29条の7関係）

6 施行期日等

(1) 施行期日については、平成18年6月1日とすること。（附則1関係）

(2) 既存住宅に対する適用については、市町村条例で定める日から行うこととすること。（附則2関係）

市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

市（町・村）火災予防条例（昭和 年市（町・村）条例第 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第二十九条）」を  
「 第四節 火  
第三章の二

災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第二十九条）

に改める。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第二十九条の二、第二十九条の七）

第一条中「、法第九条の三」を「、法第九条の二の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第九条の四」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

（住宅用防災機器）

第二十九条の二 住宅（法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第二十九条の四に定める基準に従つて、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- 一 住宅用防災警報器（令第五条の六第一号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）
- 二 住宅用防災報知設備（令第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）

（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）

第二十九条の三 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第二号から第五号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第一五項口に掲げる防火対象物又は十六項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もつぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。

- 一 就寝の用に供する居室（建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。第四号及び第五号において同

じ。)

二 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階）（建築基準法施行令第十三条の三第一号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が二以上である階に限る。）から下方に数えた階数が二である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）

四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が二以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端

五 前四号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が七平方メートル以上である居室が五以上存する階（この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分

イ 廊下

- ロ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端
- ハ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端
- 2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。
  - 一 壁又ははりから〇・六メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
  - 二 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- 3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出口から、一・五メートル以上離れた位置に設けること。
- 4 住宅用防災警報器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第一項第一号から第四号まで並びに第五号ロ及びハ	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住

<p>に掲げる住宅の部分</p>	<p>宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 年総務省令第 号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第 条第 号に掲げるものをいう。この表において同じ。）</p>
<p>第一項第五号イに掲げる住宅の部分</p>	<p>イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第 条第 号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器</p>

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければなら  
ない。

6 住宅用防災警報器は、前五項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければなら

らない。

一 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。

二 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。

三 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

四 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

五 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第 条第 号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

六 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第二十九条の四 住宅用防災報知設備の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号。以下この章において「感知器等規格省令」という。)(第二条第一号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。))は、前条第一項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

2 感知器は、前条第二項及び第三項に定める位置に設けること。

3 感知器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	感知器の種別
前条第一項第一号から第四号まで並びに第五号口及び八に掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器(感知器等規格省令第二条第九号に掲げるもの)のうち、感知器等規格省令第十条第二項で定める一種又は二種の試験に合格する

	ものに限る。この表において同じ。）
前条第一項第五号イに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第 二条第八号に掲げるものうち、感知器等規格省令 第十六条第二項で定める一種又は二種の試験に合格 するものに限る。）又は光電式スポット型感知器

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等で令第三十七条第七号から第七号の三までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第二十一条の二第二項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならぬ。

5 住宅用防災報知設備は、前四項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならぬ。

一 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）第二条第七号に規定するものをいう。この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

二 前条第一項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。

三 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるよう措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

四 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次に示すこと。

イ 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。

ロ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

五 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

六 前条第六項第一号、第五号及び第六号の規定は感知器について、同条同項第二号から第四号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

（設置の免除）

第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

一 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第十二条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

二 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第二十一条に定

める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

(基準の特例)

第二十九条の六 第二十九条の二から第二十九条の四までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長(消防署長)が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

(住宅における火災の予防の推進)

第二十九条の七 市(町・村)は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- 一 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
  - 二 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進
- 2 市(町・村)民は、住宅における火災の予防を推進するため、第二十九条の三第一項に定める住宅の

部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第三十条中「法第九条の三」を「法第九条の四」に改める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

### ( 経過措置 )

2 この条例の施行の際、現に存する住宅（改正後の 市（町・村）火災予防条例（以下この項において「新条例」という。）第二十九条の二に規定する住宅をいう。以下この項において同じ。）における同条各号に掲げる住宅用防災警報器若しくは住宅用防災報知設備（以下この項において「住宅用防災警報器等」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災警報器等が新条例第二十九条の二から第二十九条の五までの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災警報器等については、平成 年 月 日までの間、これらの規

定は、適用しない。

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第二十九条）</p> <p>第三章の二 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第二十九条の二・第二十九条の七）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）第九条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、<u>法第九条の二の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第九条の四の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準について並びに法第二十二條第四項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、市（町・村）における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第二十九条）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）第九条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、<u>法第九条の三の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準について並びに法第二十二條第四項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、市（町・村）における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>

第三章の二 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

(住宅用防災機器)

第二十九条の二 住宅（法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の關係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第二十九条の四に定める基準に従つて、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- 一 住宅用防災警報器（令第五条の六第一号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）
- 二 住宅用防災報知設備（令第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第二十九条の三 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第二号から第五号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物又は(六)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もつぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。

- 一 就寝の用に供する居室（建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。第四号及び第五号において同じ。）
- 二 前号に掲げる住宅の部分（避難階（建築

基準法施行令第十三条の三第一号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる住宅の部分に存する階（避難階から上方に数えた階数が二以上である階に限る。）から下方に数えた階数が二である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）

四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が二以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端

五 前四号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が七平方メートル以上である居室が五以上存する階（この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分

イ 廊下  
ロ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ハ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。

一 壁又ははりから〇・六メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

- 二 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- 3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、一・五メートル以上離れた位置に設けること。
- 4 住宅用防災警報器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第一項第一号から第四号まで並びに第五号口及び八に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 年総務省令第 号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第 条第 号に掲げるものをいう。この表において同じ。）
第一項第五号イに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第 条第 号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならぬ

- 6。住宅用防災警報器は、前五項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。
- 一 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
  - 二 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。
  - 三 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。
  - 四 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。
  - 五 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第 条 第 号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。
  - 六 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。
- （住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）
- 第二十九条の四 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。以下この章において

- て「感知器等規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第一項各号に掲げる住宅の部分に設けること。
- 2 感知器は、前条第二項及び第三項に定める位置に設けること。
- 3 感知器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種類のものを設けること。

住宅の部分	感知器の種類
前条第一項第一号から第四号まで並びに第五号口及び八に掲げる住宅の部分	光電式スロット型感知器（感知器等規格省令第二条第九号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第十七条第二項で定める一種又は二種の試験に合格するものに限る。この表において同じ。）
前条第一項第五号に掲げる住宅の部分	イオン化式スロット型感知器（感知器等規格省令第二条第八号に掲げるものうち、感知器等規格省令第十六条第二項で定める一種又は二種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スロット型感知器

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等で令第三十七条第七号から第七号の三までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第二十一条の二第二項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならぬ。

5 住宅用防災報知設備は、前四項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならぬ。

一 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）第二条第七号に規定するものをいう。この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

二 前条第一項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。

三 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

四 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によ

ること。

イ 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。

ロ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

五 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所  
所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

六 前条第六項第一号、第五号及び第六号の規定は感知器について、同条同項第二号から第四号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

(設置の免除)

第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

一 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第十二条の例により設置したとき

二 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

(基準の特例)

第二十九条の六 第二十九条の二から第二十九条の四までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長(消防署長)が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができることを認めるときにおいては、適用しない。

(住宅における火災の予防の推進)

第二十九条の七 市(町・村)は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- 一 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の推進
- 二 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 市(町・村)民は、住宅における火災の予防を推進するため、第二十九条の三第一項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第三十条 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの基準)  
第三十条 法第九条の四の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)で定める数量

第三十条 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの基準)  
第三十条 法第九条の三の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)で定める数量

(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び  
取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなけれ  
ばならない。  
一 六 (略)

(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び  
取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなけれ  
ばならない。  
一 六 (略)